

第7章 生きるを支える関連事業一覧

関連事業一覧

基本施策1 自殺対策を支える人材の育成					
No.	事業名	事業概要	担当課	SDGs	
1	男女共同参画センター講座事業	DV防止に繋がる様な講座等を実施する	総務部 多様性社会推進課		
2	ガーデニングシテイいちかわ事業	「住んでみたい」「住み続けたい」と思える魅力あるまちを「ガーデニング」を通して実現させようというもの。日頃楽しんでいる「ガーデニング」に関わる全ての活動を本市の魅力のひとつと捉え、市民や事業者と手を取り合い進めることで「景観の向上」「協働の推進」「健康の増進」「市民交流」を目指している。具体的な取組として、本事業の趣旨に賛同いただける「サポーター」の制度運営、市民等の活動成果の発表の場としての「オープンガーデン」の開催、種から育てた苗を公共空間の彩りや地域交流に活用する「協働花づくり」の実施、公共花壇の維持管理に参加いただく「ガーデニングボランティア」の運営等を実施している。	街づくり部 まち並み景観整備課		
3	健康都市推進事業（健康都市推進員）	「健康都市いちかわ」を実現するため、市民・市民グループ・企業・大学等と協働し健康都市の取組を進める。また、地域に根ざした活動を行う人材の育成を行う。	企画部 健康都市推進課		
4	健康教育事業	健康に関する正しい知識を普及し、市民自身が自分の健康に関心を持ち、家族・地域の健康問題にも目が向けられるように働きかける。生活習慣の改善を支援し、生活習慣病予防に努める。	保健部 健康支援課		
5	推進員活動事業（食生活サポーター）	食生活サポーターは、食に関する健康づくり及び食育を推進し、健康的な食生活の習慣化の活動を進めている。	保健部 健康支援課		
6	推進員活動事業（保健推進員）	住民の健康に関する問題点を保健師と共に見つけ、市で行っている各種保健事業の利用方法や受診を勧めることにより、地域住民の健康増進を図り、健康で明るい地域を共につくることを目的に活動している。	保健部 健康支援課		

基本施策2 市民への啓発と周知					
No.	事業名	事業概要	担当課	SDGs	
1	老人いこいの家等維持管理事業	高齢者の方が趣味やレクリエーションなどの活動を通じ、健康づくりや生きがいづくり、仲間づくりを図り、一日を楽しく過ごしていただく施設として、いきいきセンター（老人いこいの家等）は市内に13箇所設置しており、市主催の講座をはじめ、利用者の方の自主的なグループ活動が実施されている。	福祉部 地域共生課		
2	高齢者クラブ	高齢者クラブは、市内に101のクラブがあり、それぞれが地域を基盤とした高齢者の自主的な組織として、会員相互の親睦と健康づくりに努めながら、社会奉仕や教養活動、レクリエーションなど、地域を豊かにする様々な活動を行う。	福祉部 地域共生課		
3	一般介護予防事業	早期に健康づくりや介護予防に取り組むことができるよう多様な方法で普及啓発を行う。また『通いの場』の充実や社会参加の促進等を通して地域づくりを推進するほか、フレイル・要介護状態になっても自ら介護予防に取り組む、主体的な生活ができるよう介護予防や重度化防止を図る。	福祉部 地域包括支援課		
4	緊急通報装置設置等事業	高齢者世帯及び障がい者世帯等に緊急通報装置を設置することにより、高齢者及びその家族の身体的・精神的負担の軽減や高齢者等が地域の中で自立した生活を送るための支援に寄与するとともに、緊急時に「あんしん電話受信センター」に通報できる体制を整備することにより、急病等の緊急時に連絡が取れず不慮の災難に至ることの防止及び高齢者等の生活の安定と福祉の向上を図る。	福祉部 地域包括支援課		

基本施策3 若い世代に関する支援				
No.	事業名	事業概要	担当課	SDGs
1	創意と活力のある学校づくり事業(学校教育3か年計画の推進)	学校教育3か年計画に「確かな学力・豊かな心・健やかな体・信頼される開かれた学校づくり」の4つの柱を位置づけ、各幼稚園及び学校の実態や特色を活かした、学校づくりを支援する。	学校教育部 指導課	
2	ライフカウンセラー設置事業	全小中学校にライフカウンセラーを設置し、学校における児童生徒の精神的な悩みに対応し支援する。	学校教育部 指導課	 
3	薬物乱用防止の取組(健康教育)	薬物乱用を防止するため、薬物の恐ろしさを正しく理解し、薬物に関する正しい知識を身に付けることができるよう、体育・保健体育の授業や薬物乱用防止教室を実施しながら充実を図る。	学校教育部 保健体育課	 
4	教育相談	子育てをする中で生じる様々な悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等がカウンセリングや心理療法等を行うことにより、悩みの解消を図り幼児、児童生徒の健全育成を図る。	学校教育部 教育センター	 
5	ほっとホット訪問相談	不登校などの児童生徒及び保護者からの依頼により電話・面接・訪問相談を行うことで、児童生徒及び保護者の心の安定を図る。	学校教育部 教育センター	 
6	薬物乱用防止キャンペーン(啓発活動)	薬物乱用を防止する街頭キャンペーンを実施する中で、児童生徒を対象に行う薬物の危険を知らせる教育を支援し、薬物乱用の防止に努める。	学校教育部 少年センター	 
7	少年相談事業	少年(小学校入学から20歳未満)及び保護者等を対象に、電話相談・eメール相談・面接相談を実施し、相談者の立場に立って、親身に相談を進めていく。特に家庭や学校での問題が多いため、学校、教育センター、児童相談所等との連携を強めるとともに、必要に応じて専門機関へも紹介する。	学校教育部 少年センター	 

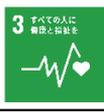
基本施策4 生きることへの促進要因への支援				
No.	事業名	事業概要	担当課	SDGs
1	権利擁護事業	高齢者虐待防止と養護者支援のための高齢者虐待防止ネットワークを開催する。その他に、弁護士、精神科医による相談事業も実施する。	福祉部 地域包括支援課	
2	成年後見制度利用支援事業	判断能力の低下した高齢者及び知的障がい者又は精神障がい者に対し、市長が後見開始等の審判請求及びその請求費用の負担を行う。低所得者に対しての後見人等の報酬を助成する。	福祉部 地域包括支援課 障がい者支援課	
3	高齢者等総合相談	高齢者虐待、成年後見制度利用促進等に関する相談を行う。	福祉部 地域包括支援課	
4	地域包括支援センター運営事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続していくため、介護保険被保険者及びその家族等からの相談を受け、地域におけるサービス又は制度が利用できるように保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職を配置し事業を実施する。	福祉部 地域包括支援課	
5	介護予防把握事業	高齢者サポートセンター(地域包括支援センター)等の関係機関との連携により、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を早期に把握し、必要な介護サービスの導入や住民主体の介護予防活動につなげていく。	福祉部 地域包括支援課	

第7章 生きるを支える関連事業一覧

基本施策4 生きることへの促進要因への支援				
No.	事業名	事業概要	担当課	SDGs
6	精神障がいに関する講座・講演会等開催事業	当事者や家族への相談支援の一環として、障がいへの正しい知識を深めてもらえるよう、障がい者福祉に関する講座及び講演などを開催する。	福祉部 障がい者支援課	3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう
7	居住サポート事業	公営住宅や民間の賃貸住宅への居住を希望しているが、保証人がいない等の理由から入居困難な障がい者を支援する事業。入居に当たっての支援や、家主等への相談・助言などを行っている。	福祉部 障がい者支援課	3 すべての人に健康と福祉を
8	自立支援医療(精神通院)	精神通院医療に係る費用の一部を、公費(国1/2・県1/2)にて負担する。	福祉部 障がい者支援課	3 すべての人に健康と福祉を
9	障害者手帳の交付	障がいの種別と状態を確認し、必要な福祉施策・福祉サービスの利用をしやすいように、県が障がいの種別と一定の障がいの状態にあることを認定して手帳を交付する。	福祉部 障がい者支援課	8 働きがいも経済成長も
10	障害者就労支援センター事業	就労中もしくは就職を希望する障がい者を対象に就労に関する支援を継続的に行うとともに、家族や関係者、事業主に対して相談や調整などの支援を行う。	福祉部 障がい者支援課	3 すべての人に健康と福祉を
11	障がい者相談支援事業	障がい者などの福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じ、情報の提供サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などを行う。	福祉部 障がい者支援課	3 すべての人に健康と福祉を
12	ピアカウンセリング	障がい者がピア(仲間)として障がい者の相談を受け、相談者のエンパワメントを引き出す等により、障がい者の自立した生活を支援する。	福祉部 障がい者支援課	3 すべての人に健康と福祉を
13	基幹相談支援センター	障がい者に関する総合的な相談窓口を設置し、障がい者及び家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供・福祉サービスの利用援助・社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的に行う。また、相談支援機能強化事業(専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応や障がい者福祉サービス事業者等に対する専門的な指導・助言を行う事業)等を24時間365日体制で実施する。	福祉部 障がい者支援課	3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう
14	包括的相談支援事業(生活困窮者自立相談支援事業)	専門の知識を持つ自立支援相談員を配置し、日常生活の中で困りごとを抱える方が地域において自立した生活を送れるよう、支援を行うための自立相談支援機関「市川市生活サポートセンターそら」にて、離職や収入の減少により住居を喪失するおそれのある方を対象に賃貸住宅の家賃を支給する住居確保給付金の申請受付など、各種相談・支援を実施する。	福祉部 地域共生課	1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を
15	生活保護相談支援事業	生活に困窮する人に対して生活保護の相談、制度の説明、申請受理を行う。	福祉部 生活支援課	17 公正なエネルギーで持続可能な社会を創出しよう
16	生活保護受給者支援事業	生活保護受給者に対して、最低限度の生活を保障するとともに、自立助長を図る。	福祉部 生活支援課	17 公正なエネルギーで持続可能な社会を創出しよう
17	DV等対策事業(情報提供)	広報・市公式Webサイト等でDVに関する情報提供及び相談の案内を行う。	総務部 多様性社会推進課	5 ジェンダー平等を實現しよう 16 平和と公正をすべての人に
18	DV等対策事業	DVを含む女性からの様々な相談及び専門的な法律相談に女性弁護士、女性相談員を配置し対応する。	総務部 多様性社会推進課	5 ジェンダー平等を實現しよう 16 平和と公正をすべての人に
19	民事相談:一般相談、特別相談(弁護士、司法書士、行政書士、行政相談委員、宅地建物取引士、土地家屋調査士、税理士、交通事故相談員)	民事上の様々な問題について市民相談員が対応する。また、専門的な内容については、弁護士、司法書士等が相談に応じる。	市民部 総合市民相談課	1 貧困をなくそう
20	多重債務相談	消費者金融等からの借入れや返済などで苦しんでいる方を対象に、弁護士による多重債務専門相談を予約制で行う。	市民部 総合市民相談課 (消費生活センター)	1 貧困をなくそう

基本施策4 生きることへの促進要因への支援				
No.	事業名	事業概要	担当課	SDGs
21	起業・経営支援事業	市内で起業した人、市内での起業を計画している人を対象として、経営・財務・人材育成・販路開拓等についての全般的な相談に対応する。また、起業塾やセミナーを開催することで新規事業者の創出を促しているほか、起業家同士の交流の場としての機能も担っている。	経済観光部 経済産業課	 
22	急病医療情報案内(あんしんホットダイヤル)	病院・診療所等の案内や医師や看護師等による急な病気・けが等健康状態についての相談、メンタルヘルスの相談などを24時間・無休でフリーダイヤルにて受付けている。	保健部 疾病予防課	
23	地域子育て支援センター事業	主に保育園等を併設し、保育園の機能を活かし、子育て中の親子の交流の場の提供や育児に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て教室等の開催及び子育てサークルの支援を行う。	子ども部 子ども家庭支援課	 
24	親子つどいの広場事業	子育て中の親子が気軽に集える場として、親子つどいの広場を設置し、子育て中の親子の交流の場の提供や育児に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供及び地域の支援者への講習を行う。	子ども部 子ども家庭支援課	 
25	子ども館運営事業	児童福祉法に基づく児童館とそれに準ずる施設を設置し、遊びの提供を行う居場所とするとともに、育児不安の解消や児童の問題発見・解決のための相談・情報提供を行う。	子ども部 子ども家庭支援課	 
26	ファミリー・サポート・センター事業	育児の支援をしたい会員、育児の支援を受けたい会員、両方を利用したい会員を組織化し、子育てに関する人と人との相互援助活動として、保育園・幼稚園・放課後保育クラブへの送迎・送迎後の預かり等のサポートを行う。	子ども部 子ども家庭支援課	 
27	子どもショートステイ事業(子育て短期支援事業)	保護者の疾病・出産・出張等、又は育児の負担感により、数日にわたり家庭において児童の養育が困難になった場合、宿泊施設で子どもを預かる。	子ども部 子ども家庭支援課	 
28	母子の緊急一時保護事業(子育て短期支援事業)	DV避難等により居所がなくなってしまった母子を施設において一時的に保護するとともに、自立に向けた支援を行う。	子ども部 子ども家庭支援課	 
29	子ども家庭総合相談センター事業	子どもと子育て家庭に関する総合相談窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの照会等に応じるとともに、手続きや相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施する。	子ども部 子ども家庭支援課	 
30	養育支援訪問事業	保健センターの新生児訪問や虐待通報等により、児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行うことにより、家庭における児童の適切な養育環境を確保する。	子ども部 子ども家庭支援課	 
31	訪問指導事業(成人)	対象者の心身の状況や生活環境から療養上の保健指導が必要と認められる者に対し、保健師等が訪問し本人及び家族に対し指導を行うことで、対象者の心身機能の低下防止と健康保持増進を図れるよう支援する。	保健部 健康支援課	

第7章 生きるを支える関連事業一覧

基本施策4 生きることへの促進要因への支援					
No.	事業名	事業概要	担当課	SDGs	
32	母子健康教育事業	子育てに不安を持つ保護者に対し、社会的孤立を予防し、安心して子どもを産み育てられるように支援する。	保健部 健康支援課		
33	乳幼児健診事業 (1歳6か月児健康診査事業)	1歳6か月児は身体発育、精神発達面で歩行や言語等の発達の指標が得られる時期である。運動機能、視聴覚の障がい、精神発達遅滞等を早期発見し適切な指導を行う。	保健部 健康支援課		
34	乳幼児健診事業 (3歳児健康診査事業)	3歳児は社会性が芽生え身の回りのことができるようになってくる時期である。発育状態、栄養の良否、疾病の有無などの健診にとどまらず多角的に行うとともに、幼児の健康の保持増進を図るために適切な指導を行う。	保健部 健康支援課		
35	産後ケア事業	産後の援助を十分に受けられない産婦およびその乳児に対し、看護職等によるケアを実施することにより、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育むことで、健やかな育児ができるよう支援する。	保健部 健康支援課		
36	乳児家庭全戸訪問事業	妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するとともに疾病の予防・健康の増進を図るため、地区担当保健師が対応する。妊娠届出書をもとに支援が必要な方や希望する方へ妊婦訪問、出生連絡票をもとに新生児および1～2か月児のいる家庭の全戸訪問、また希望者や育児相談事業、健康診査、健康教育等から支援が必要なご家庭に訪問し、個別あるいはご家庭のニーズに応じた相談・指導を行う。	保健部 健康支援課		
37	子育て世代包括支援事業	妊娠・出産・子育てに対する安心感を醸成し、児童虐待の発生予防につなげつため、妊娠期から子育て期にわたる相談支援を行う窓口を設置し、妊娠届出時の相談や子育て・健康相談に保健師等が対応する。	保健部 健康支援課		
38	自立訓練事業および生活介護事業	主に精神障がい者に対し、障がい福祉サービスの通所事業において、自宅から通所先までの送迎サービスを行うことにより、障がい者が引きこもりならず、地域に居場所を見つけて社会参加ができるよう支援を行う。	特定非営利活動法人ほっとハート(ほっとハートらいふ)		

基本施策6 地域におけるネットワークの強化					
No.	事業名	事業概要	担当課	SDGs	
1	地域ケアシステム	地域住民で組織する「地区社会福祉協議会」が中心となって取り組んでいる、支え合い・助け合いの具体的な取り組みのひとつとして、地域での見守りネットワークづくりを進めていくことで、孤立の予防に繋げる。「地区社会福祉協議会」の活動を支援するために、拠点活動を整備し補助金を支出する。	福祉部 地域共生課		
2	民生委員活動事業	民生委員・児童委員は、地域住民から相談を受け、必要に応じて行政や支援機関へつなぐ「パイプ役」として活動している。また65歳以上で民生委員の見守りを希望する一人暮らしの方に対し、月に1回程度の訪問を行っている。	福祉部 地域共生課		
3	地域ケア会議 (介護支援専門員会議)	各地域包括支援センターが主催し、介護支援専門員の資質向上を図るため、事例検討会や研修会を開催し、制度や施策に関する情報提供を行う。	福祉部 地域包括支援課		